

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年3月2日(2017.3.2)

【公表番号】特表2017-503265(P2017-503265A)

【公表日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2016-541292(P2016-541292)

【国際特許分類】

G 06 F 17/30 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2012.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/30 3 4 0 A

G 06 Q 50/00 3 0 0

G 06 F 13/00 5 4 0 P

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月26日(2016.12.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持され、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザに関する連付けられているユーザ・プロフィールを取り出す工程であって、前記ユーザ・プロフィールは、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの前記ユーザの複数の特性を含み、前記複数の特性は第1の一次的特性と第1の二次的特性とを含み、前記第1の二次的特性は、ビデオまたは写真を含むメディア・コンテンツ・アイテムを含む、ユーザ・プロフィール取出工程と、

1つまたは複数の追加のソーシャル・ネットワーキング・システムから1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールを取り出す工程であって、各追加のユーザ・プロフィールは、前記追加のソーシャル・ネットワーキング・システムのうちの少なくとも1つのユーザのそれぞれの特性を含み、該特性は1つまたは複数の追加の一次的特性と1つまたは複数の追加の二次的特性とを含み、前記1つまたは複数の追加の二次的特性は、ビデオまたは写真を含む1つまたは複数のメディア・コンテンツ・アイテムを含む、追加ユーザ・プロフィール取出工程と、を備える方法であって、

前記ユーザ・プロフィール取出工程および前記追加ユーザ・プロフィール取出工程は、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと前記1つまたは複数の追加のソーシャル・ネットワーキング・システムとの間で前記ユーザのログイン資格情報を共有する工程を含み、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと前記1つまたは複数の追加のソーシャル・ネットワーキング・システムとの一次的特性および二次的特性に対するアクセスは、ユーザのプライバシ設定によって限定され、

前記第1の一次的特性および前記第1の二次的特性を各追加のユーザ・プロフィールの前記1つまたは複数の追加の一次的特性および前記1つまたは複数の追加の二次的特性と比較する工程と、

前記比較の結果に基づき、比較した各特性の間の一致の程度を記述する値を決定する工

程と、

前記値の重みを決定する工程であって、各値の重みは、該値が一次的特性の間の一致の程度を記述するか二次的特性の間の一致の程度を記述するかに少なくとも部分的に基づき、一次的特性の間の一致の程度に関連付けられている重みは二次的特性の間の一致の程度に関連付けられている重みより大きい、工程と、

一次的特性の間の一致の程度に関連付けられている前記重みを二次的特性の間の一致の程度に関連付けられている前記重みと組み合わせる工程と、

前記ユーザ・プロフィールと前記1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールの各々との間の類似度を記述する前記1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールのスコアを生成する工程であって、各スコアは重みを決定され組み合わされた前記値に基づく、工程と、

前記スコアに少なくとも部分的に基づき、前記ユーザ・プロフィールと前記1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールの各々との間の類似度を決定する類似度決定工程と、

前記ユーザ・プロフィールに対して閾値以上のスコアを有する追加のユーザ・プロフィールを選択する工程と、

前記ユーザ・プロフィールに含まれる特性と選択された前記追加のユーザ・プロフィールに含まれる特性とを含む、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって前記ユーザに関連付けられている拡張されたユーザ・プロフィールを生成する拡張ユーザ・プロフィール生成工程と、

前記拡張されたユーザ・プロフィールに含まれる特性に少なくとも部分的に基づいて、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによる前記ユーザに対する提示用のコンテンツを選択するコンテンツ選択工程と、をさらに備え、

前記コンテンツ選択工程は、

前記拡張されたユーザ・プロフィールに含まれる少なくとも1つの特性によって満たされるターゲティング基準に関連付けられている1つまたは複数の広告を識別する工程と、

少なくとも部分的には識別された前記1つまたは複数の広告の各々に関連付けられている入札額に基づいて、識別された前記1つまたは複数の広告をランク付けする工程と、

少なくとも部分的には前記ランク付けに基づいて、識別された前記1つまたは複数の広告のうちの少なくとも1つを選択する工程と、を含む方法。

【請求項2】

前記類似度決定工程は、

前記ユーザ・プロフィールに含まれる直接的特性が追加のユーザ・プロフィールに含まれる直接的特性と一致するか否かを判定する工程と、

前記ユーザ・プロフィールに含まれる前記直接的特性が前記追加のユーザ・プロフィールに含まれる前記直接的特性と一致する場合、前記ユーザ・プロフィールと前記追加のユーザ・プロフィールとの間の類似度を、前記閾値以上の値に指定する工程と、を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

直接的特性は、前記ユーザ・プロフィールと前記追加のユーザ・プロフィールとの間のつながり、電子メール・アドレス、電話番号、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

一次的特性は、固有名、ユーザ名、プロフィール写真、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

二次的特性は、1つまたは複数のユーザ・プロフィールに対するつながり、写真、ビデオ・データ、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記拡張ユーザ・プロフィール生成工程は、

選択された前記追加のユーザ・プロフィールに関連付けられており、選択された前記追加のユーザ・プロフィールを維持する追加のソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されている情報を取り出す工程と、

選択された前記追加のユーザ・プロフィールに関連付けられている取り出された前記情報を記述する情報を、前記拡張されたユーザ・プロフィールに含める工程と、を含む請求項1に記載の方法。

【請求項7】

選択された前記追加のユーザ・プロフィールに関連付けられている取り出された前記情報は、選択された前記追加のユーザ・プロフィールに関連付けられており、選択された前記追加のユーザ・プロフィールを維持する前記追加のソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されているアクション、選択された前記追加のユーザ・プロフィールと選択された前記追加のユーザ・プロフィールを維持する追加のソーシャル・ネットワーキング・システムとに関連付けられているコンテンツ、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項6に記載の方法。

【請求項8】

選択された前記追加のユーザ・プロフィールに関連付けられている取り出された前記情報を記述する前記情報は、選択された前記追加のユーザ・プロフィールに関連付けられている取り出された前記情報に関連付けられている1つまたは複数の題目を含む、請求項6に記載の方法。

【請求項9】

前記コンテンツ選択工程は、

前記拡張されたユーザ・プロフィールにおける特性に少なくとも部分的に基づいて、前記ユーザが少なくとも閾値の尤度の対話を有する前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるオブジェクトを選択する工程と、

選択された前記オブジェクトを前記ユーザに対して識別する工程と、をさらに含む請求項1に記載の方法。

【請求項10】

前記ユーザに関連付けられている前記拡張されたプロフィールを前記ソーシャル・ネットワーキング・システムに記憶する工程をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項11】

命令が符号化された非一時的なコンピュータ可読記憶媒体であって、前記命令は、プロセッサによる実行時、前記プロセッサに、

ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持され、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムのユーザに関連付けられているユーザ・プロフィールを取り出す工程であって、前記ユーザ・プロフィールは、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムの前記ユーザの複数の特性を含み、前記複数の特性は第1の一次的特性と第1の二次的特性とを含み、前記第1の二次的特性は、ビデオまたは写真を含むメディア・コンテンツ・アイテムを含む、ユーザ・プロフィール取出工程と、

1つまたは複数の追加のソーシャル・ネットワーキング・システムから1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールを取り出す工程であって、各追加のユーザ・プロフィールは、前記追加のソーシャル・ネットワーキング・システムのうちの少なくとも1つのユーザのそれぞれの特性を含み、該特性は1つまたは複数の追加の一次的特性と1つまたは複数の追加の二次的特性とを含み、前記1つまたは複数の追加の二次的特性は、ビデオまたは写真を含む1つまたは複数のメディア・コンテンツ・アイテムを含む、追加ユーザ・プロフィール取出工程と、を行わせ、

前記ユーザ・プロフィール取出工程および前記追加ユーザ・プロフィール取出工程は、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと前記1つまたは複数の追加のソーシャル・ネットワーキング・システムとの間でログイン資格情報を共有する工程を含み、

前記ソーシャル・ネットワーキング・システムと前記1つまたは複数の追加のソーシャル・ネットワーキング・システムとの一次的特性および二次的特性に対するアクセスは、

ユーザのプライバシ設定によって限定され、

前記命令は、前記プロセッサによる実行時、前記プロセッサに、

前記第1の一次的特性および前記第1の二次的特性を各追加のユーザ・プロフィールの前記1つまたは複数の追加の一次的特性および前記1つまたは複数の追加の二次的特性と比較する工程と、

前記比較の結果に基づき、比較した各特性の間の一致の程度を記述する値を決定する工程と、

前記値の重みを決定する工程であって、各値の重みは、該値が一次的特性の間の一致の程度を記述するか二次的特性の間の一致の程度を記述するかに少なくとも部分的にに基づき、一次的特性の間の一致の程度に関連付けられている重みは二次的特性の間の一致の程度に関連付けられている重みより大きい、工程と、

一次的特性の間の一致の程度に関連付けられている前記重みを二次的特性の間の一致の程度に関連付けられている前記重みと組み合わせる工程と、

前記ユーザ・プロフィールと前記1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールの各々との間の類似度を記述する前記1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールのスコアを生成する工程であって、各スコアは重みを決定され組み合わされた前記値に基づく、工程と、

前記スコアに少なくとも部分的にに基づき、前記ユーザ・プロフィールと前記1つまたは複数の追加のユーザ・プロフィールの各々との間の類似度を決定する類似度決定工程と、

前記ユーザ・プロフィールに対して閾値以上のスコアを有する追加のユーザ・プロフィールを選択する工程と、

前記ユーザ・プロフィールに含まれる特性と選択された前記追加のユーザ・プロフィールに含まれる特性とを含む、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって前記ユーザに関連付けられている拡張されたユーザ・プロフィールを生成する拡張ユーザ・プロフィール生成工程と、

前記拡張されたユーザ・プロフィールに含まれる特性に少なくとも部分的にに基づいて、前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによる前記ユーザに対する提示用のコンテンツを選択するコンテンツ選択工程と、をさらにに行わせ、

前記コンテンツ選択工程は、

前記拡張されたユーザ・プロフィールに含まれる少なくとも1つの特性によって満たされるターゲティング基準に関連付けられている1つまたは複数の広告を識別する工程と、

少なくとも部分的には識別された前記1つまたは複数の広告の各々に関連付けられる入札額に基づいて、識別された前記1つまたは複数の広告をランク付けする工程と、

少なくとも部分的には前記ランク付けに基づいて、識別された前記1つまたは複数の広告のうちの少なくとも1つを選択する工程と、を含む、媒体。

【請求項12】

前記コンテンツ選択工程は、

前記拡張されたユーザ・プロフィールにおける特性に少なくとも部分的にに基づいて、前記ユーザが少なくとも閾値の尤度の対話を有する前記ソーシャル・ネットワーキング・システムによって維持されるオブジェクトを選択する工程と、

選択された前記オブジェクトを前記ユーザに対して識別する工程と、をさらに含む請求項11に記載の媒体。

【請求項13】

前記類似度決定工程は、

前記ユーザ・プロフィールに含まれる直接的特性が追加のユーザ・プロフィールに含まれる直接的特性と一致するか否かを判定する工程と、

前記ユーザ・プロフィールに含まれる前記直接的特性が前記追加のユーザ・プロフィールに含まれる前記直接的特性と一致する場合、前記ユーザ・プロフィールと前記追加のユーザ・プロフィールとの間の類似度を、前記閾値以上の値に指定する工程と、を含む請求項11に記載の媒体。

【請求項 1 4】

前記直接的特性は、前記ユーザ・プロフィールと前記追加のユーザ・プロフィールとの間のつながり、電子メール・アドレス、電話番号、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項1 3に記載の媒体。

【請求項 1 5】

前記類似度決定工程は、

前記ユーザ・プロフィールと追加のユーザ・プロフィールとの間の類似度を、少なくとも部分的には、前記追加のユーザ・プロフィールに含まれる1つまたは複数の一次的特性が前記ユーザ・プロフィールに含まれる1つまたは複数の一次的特性の少なくとも一部と一致することに基づいて、決定する工程を含む、請求項1 1に記載の媒体。

【請求項 1 6】

一次的特性は、固有名、ユーザ名、プロフィール写真、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項1 5に記載の媒体。

【請求項 1 7】

前記ユーザ・プロフィールと前記追加のユーザ・プロフィールとの間の前記類似度は、少なくとも部分的には、前記ユーザ・プロフィールにおける1つまたは複数の二次的特性が前記追加のユーザ・プロフィールに含まれる1つまたは複数の二次的特性の少なくとも一部と一致することにさらにに基づく、請求項1 5に記載の媒体。

【請求項 1 8】

二次的特性は、1つまたは複数のユーザ・プロフィールに対するつながり、写真、ビデオ・データ、およびこれらの任意の組合せからなる群から選択される、請求項1 7に記載の媒体。